

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.202

【共通】問1 以下の物品が500kg貯蔵されている場合、消防法令上指定可燃物となるものを1つ選べ。

- (1) 麻糸原料
- (2) 繭
- (3) 干し草
- (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料

【消防用設備等】問1 一般住宅と飲食店からなる店舗併用住宅の用途別床面積と当該防火対象物が該当する消防法施行令別表第1に掲げる用途との組み合わせに関する下表のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計 飲食店の用途に供される部分の床面積の合計 消防法施行令別表第1に掲げる用途

- (1) 70㎡ 40㎡ 一般住宅
- (2) 40㎡ 70㎡ (3)項ロ
- (3) 70㎡ 60㎡ (16)項イ
- (4) 60㎡ 60㎡ 一般住宅

【消防用設備等】問2 動力消防ポンプ設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 規格放水量が0.4㎡/分未満の動力消防ポンプ設備の水源は、防火対象物の各部分から一の水源までの水平距離が40m以下となるように設けなければならない。
- (2) 動力消防ポンプ設備の水源の水量は、当該ポンプを使用した場合に規格放水量で20分間放水することができる量（その量が20㎡以上となる場合は20㎡）以上となるように設けなければならない。
- (3) 動力消防ポンプは、原則として水源の直近の場所に常置しなければならないが、自動車によって牽引されるものにあつては水源からの歩行距離が1,000m以内の場所に設置することができる。
- (4) 屋内消火栓設備の設置義務のある2階建ての防火対象物に動力消防ポンプ設備を技術上の基準に従って設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について屋内消火栓設備を設置しないことができる。

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）第4条に基づく立入検査等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 法第4条に規定する立入検査権及び質問権は、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方が拒否等した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできない。
- (2) 法第4条第3項に規定する「みだりに」とは、「正当な理由なくして」という意味であり、特に緊急に確認する必要があるにもかかわらず、立会者に確認せずに作業中の従業員等に対して質問を繰り返し行う場合は、「みだりに」に該当すると考えられる。
- (3) 法第4条第1項に基づき立ち入りしようとした際、関係のある者から証票の提示を求められているにもかかわらず、検査員が提示しない場合は、正当な理由があると認められる。
- (4) 個人の住居に立ち入る場合は、憲法第35条（住居の不可侵）を考慮し、法第4条第1項に規定する「関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合」に限られる。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 警察への協力要請については、消防組織法第42条第1項に基づく消防と警察の相互協力の規定があり、法第35条の13に規定する「法律に特別の定めがあるもの」に相当することから、警察への協力要請は、消防組織法第42条第1項に基づいて行う。
- (2) 立入検査における違反指摘の改修時期等について、関係者から改修（計画）報告書が消防署長等に報告されない場合や、報告された期間を経過しても改修が見込めない場合等は、躊躇することなく警告、命令等の違反処理へ移行する。
- (3) 法に基づく命令の効力の発生時期は、命令が受領者に到達したときで、社会通念上一般に知することができる客観的状況に置かれたときである。このことから、直接手交できない場合は、後日の到達の有無の争いを避けるため、配達証明及び内容証明郵便により送付する。
- (4) 立入検査等において、法第8条の2の3第5項、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った事実を覚知したので、司法警察員と告発の協議を開始した。

【危険物】問1 製造所等の許可の審査に係る手数料についての次の記述のうち、誤っているものを選べ。

- (1) 製造所等の変更の許可の申請に対する審査の手数料額は、

〔国民保護〕

問 1 答 (2)

解説 国民保護法第95条参照。

〔警防〕

問 1 答 (4)

解説 鉄筋の切断は、エンジンカッター又はガス溶断器を用いて切断する。

消防司令問題

〔消防法規〕

問 1 答 (2)

- 解説 (1) 都道府県が策定するため、誤り。
(2) 正しい。
(3) 医師も参画するため、誤り。
(4) 既存の協議会でも可能なため、誤り。
(5) 該当するため、誤り。

〔消防時事〕

問 1 答 (3)

- 解説 (1) 44歳(令6.4.1)のため、誤り。
(2) 約7割のため、誤り。
(3) 正しい。
(4) 約8割のため、誤り。
(5) 学生消防団員も増加傾向のため、誤り。

〔地方自治制度〕

問 1 答 (2)

- 解説 (1) 投資的経費のため、誤り。
(2) 正しい。
(3) 比率が高いほど硬直化を示すため、誤り。
(4) 実質公債費比率が指標であるため、誤り。
(5) 普通会計のため、誤り。

〔救急〕

問 1 答 (4)

- 解説 (1) アルファ(α)線の記述である
(2) 正中線→中性子線
(3) グレイ(Gy)の記述である
(5) 内部被ばくの記述である

出典 改訂第10版救急救命士標準テキストP.
824~825

問 2 答 (2)

解説 患者等搬送事業指導基準等の一部改正について
(平成29年12月22日消防救第216号消防長救急企画室
長) 患者等搬送事業認定基準参照。

問 3 答 (5) 消防長の求めに応じて報告

解説 患者等搬送事業認定基準参照。

〔警防〕

問 1 答 (5)

解説 進入は、高層階にあっては、非常用エレベーターを活用して早期に火点直下階まで直行することを原則とする。ただし、下層階にあっては、屋外からの積載はしごによる進入も考慮し、避難者との競合を避ける。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問 1 答 (1)

解説 麻糸原料は、危険物の規制に関する政令別表第4備考1により、数量200kg以上で指定可燃物になる。藁は備考3、干し草は備考4、再生資源燃料は備考5に該当し、いずれも数量1,000kg以上で指定可燃物になる。このため、(1)が正しい。

指定可燃物は、「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの」とされており、市町村条例で貯蔵及び取扱いの技術上の基準を定めることになっている(消防法第9条の4)。

指定可燃物は、危険物政令別表第4で定められており、品名と数量がセットになった概念である。この点、危険性の高い物質を「危険物」とした上で、別途指定数量を定め、施設における危険物の貯蔵・取扱量に応じて規制の対象にしたり規制内容を定めたりする危険物規制の考え方(消防法第10条)とは微妙に違っている。

当初、消防法令に「指定可燃物」という概念はなかった。昭和36年の消防法施行令制定時に、燃焼物の特性に応じて消火器や消火設備の種類を定める必要上、「準危険物」と「特殊可燃物」という概念が導入された。準危険物は危険物に似た形で第1類から第6類に分かれており(消防法施行令別表第2(当時))、特殊可燃物は現在の指定可燃物に相当する品名と数量が同令別表第3(当時)に定められていた。

昭和63年5月に、危険物の定義を性能的に定めるとともにそれに応じた規制体系に変更する大改正が行われた時に、準危険物は危険物規制の体系の中に取り込まれ、第2類の準危険物(油紙類、油布類、副蚕糸、油かす)と特殊可燃物は「指定可燃物」として危険物政令に別表第4として整理された。

なお、再生資源燃料は、平成15年8月に三重県多度町(現桑名市)で発生したRDF(ごみ固形化燃料)貯蔵サイロの火災・爆発事故(消防隊員2名殉職)を契機として、平成17年12月に指定可燃物として別表第4に追加されたものである。

最近では、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進の観点から、この再生資源燃料に該当する木質ペレット(「木材加工品及び木くず」)に該当する

場合もある。)がバイオマス発電で使用されており、粉塵爆発や蓄熱による火災が数多く報告されている。特に、大量に貯蔵する場所で火災が発生した場合、消火に長時間を要するなどの課題が顕在化している。東京理科大学火災科学研究所ホームページ「消防法令改正経過検索システム」参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

解説 本問は、「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号、消防庁予防課長・安全救急課長通知。以下「41号通知」という。）の2を理解しているかどうかを問う設問である。

まず、用途別の床面積の合計から、この防火対象物には機能従属もみなし従属も適用されないため、41号通知の2だけが適用されることを確認する。

(1)は41号通知2(1)により正しい。

(2)は41号通知2(2)前段により正しい。

(3)は41号通知2(2)後段により令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計より小さくても、その面積が50㎡を超える場合は、複合用途防火対象物に該当することとされているため正しい。

(4)は41号通知2(3)により、令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当することとされているため間違いである。

なお、41号通知2(2)は、「Aの場合又はBの場合はC又はDである」という構文になっており読みにくい。このような構文は、法文解釈のルール上、「Aの場合はCであり、Bの場合はDである」と読むことになっていることに留意されたい。

蛇足となるが、41号通知は平成27年2月27日付け消防予第81号で改正されている。今回の設問の回答には特段の影響はないが、念のため。

問2 答 (1)

解説 (1)は、令第20条第4項第1号により、規格放水量が0.4㎡/分未満の場合は25m以下となるように設けなければならないため、誤りである。

(2)は、同項第3号により正しい。

(3)は、同項第4号により正しい。

(4)は、令第11条第4項により正しい。

〔防火査察〕

問1 答 (1)

解説 (1) 法第4条に規定する質問権については、正当な理由なくして陳述しない者があっても、罰則で実効性を担保していないので、誤り。

(2) 法第4条第3項及び違反処理マニュアルにより正しい。

(3) 法第4条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。

(4) 法第4条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。

問2 答 (4)

解説 (1) 法第35条の13及び違反処理マニュアルにより適当。

(2) 立入検査マニュアルにより適当。

(3) 違反処理マニュアルより適当。

(4) 過料を適用するためには、告発ではなく、過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所に違反事実を証する資料等を添付して通知する必要があるため、不適当。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 製造所等の設置の許可等地方公共団体が処理する事務の手数料は条例で定めるものであるが、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる標準事務については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないこととされている。

この政令により、変更許可手数料の額は、相当する製造所等の設置許可手数料の額の2分の1、完成検査の手数料の額は、相当する製造所等の許可手数料の額の2分の1とされている。地方自治法第228条第1項、地方公共団体の手数料の標準に関する政令第16項～第20項参照。

問2 答 (4)

解説 消防法による危険物規制と他法令との調整を図るため、適用除外の規定が置かれている。

(1) 石油パイプライン事業の用に供する施設による石油輸送については、法第3章の規定は適用除外とされている。石油パイプライン事業法第40条参照。

(2) 自衛隊の行動等における危険物の貯蔵、取扱いについては、法第10条第1項の規定は適用除外とされている。自衛隊法第115条の2第1項参照。

(3) 航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い及び運搬については、他法令でそれぞれ災害防止のための措置が取られていることから、法第3章の規定は適用除外とされている。法第16条の9参照。

(4) 石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所（第1種事業所及び第2種事業所）には、自衛防災組織を設置することとされており、法第14条の4の規定は適用除外とされている。石油コンビナート等災害防止法第43条参照。